

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
4階安全実験室及び安全キャビネット点検業務委託	R5.9.8	株式会社宮田薬品 松江市塚島町11-12	5,621,000円	第167条の2第1項第2号	本件業務は、高度な専門知識と専用の調整用機器及び交換部品等が必要不可欠であり、当該施設の施工業者でなければ行うことができないため。	—	—	保健環境科学研究所	
						—	—		
						—	—		
令和5年度島根県介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(指導者講習)委託	R5.9.25	社会福祉法人恩賜財団島根県済生会江津総合病院 江津市江津町1016-37	1,480,000	第167条の2第1項第2号	研修講師となる指導者講習修了者が複数名所属しており、自らの施設で一定数以上の研修受講者の受入が可能であり、研修に必要な設備・機器等が充実していること。県西部の中核病院として、急性期から回復期、慢性期療養までの一貫した医療の提供を推進する総合診療施設としての機能を果たし、地域包括ケア体制の推進、人材確保・育成にも力を入れて取り組んでいることから、当該研修を実施する機関として相応しいと認められること。以上のことから、本業務を適切に実施できる唯一の法人であると認められるため。	—	—	高齢者福祉課	
						—	—		
						—	—		